

# ○道路交通法等に基づく道路使用許可に係る事務の取扱いに関する訓令

平成 14 年 12 月 19 日

警察本部訓令第 33 号

改正 平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号、平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号、平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 29 年 3 月 7 日本部訓令第 2 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号、令和 5 年 6 月 30 日本部訓令第 15 号

道路交通法等に基づく道路使用許可に係る事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

道路交通法等に基づく道路使用許可に係る事務の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）、道路交通法施行細則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 3 号。以下「細則」という。）及び道路交通法実施規程（平成 12 年香川県警察本部告示第 19 号。以下「実施規程」という。）に定めるもののほか、これらの規定に基づく道路の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の取扱い)

第 2 条 警察署又は香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の長（以下「警察署長等」という。）は、道路使用許可に係る申請書（以下「申請書」という。）又は届出書（以下「申請書等」という。）の提出を受けたときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条又は第 37 条の規定により、申請書等が法令に定められた形式上の要件に適合しているかどうかを審査し、又は確認し、適合していないものについては、補正を求める等適切な措置をとらなければならない。

2 警察署長等は、申請書の提出を受けたときは、別記様式第 1 号の道路使用許可申請等受付簿（以下「受付簿」という。）に所定の事項を記載してその処理結果を明らかにし、当該申請書を香川県警察の文書管理に関する訓令（平成 14 年香川県警察本部訓令第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する簿冊別に、暦年による受付順に編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。この場合において、申請書その他関係書類は、別表に定める順序により編さんするものとする。

(事前相談)

第 3 条 警察署長等は、申請書等の提出を受ける前に道路使用許可に係る相談を受け、当該相談の内容が特異かつ重要なものであると認めるときは、申請書等の受付に備え、書面により当該相談の経緯等を記録しておくものとする。

(許可の手続)

第4条 警察署長等は、規則第10条第2項に規定する道路使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項について調査するものとする。ただし、業務を通じ、申請に係る道路使用の場所又は区間における交通実態を既に把握している場合は、その調査を省略することができる。

- (1) 道路使用の形態の適否
- (2) 他の道路使用許可との競合の有無
- (3) 道路使用許可を行う場合の必要となる条件
- (4) 道路使用の場所又は区間における交通実態
- (5) 道路使用許可により設定する回路の状況

2 警察署長等は、許可申請書の提出を受けた場合において、実施規程第25条に規定する審査基準（以下「審査基準」という。）に適合すると認めるときは、規則第10条第2項に規定する道路使用許可証（以下「許可証」という。）及びその写しを作成しなければならない。この場合において、許可証は警察署等における暦年の一連番号を許可番号として付し、香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）第2条第1項に規定する警察署長印又は香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印（以下「警察署長等印」という。）を押して申請者に交付するとともに、写しは警察署等において保存するものとする。

3 警察署長等は、許可証を交付する場合において、当該許可証の一部である添付書類があるときは、毎葉に割印として警察署長等印を押し、又はこれに代えて、これに準ずる措置をとるものとする。

4 警察署長等は、第2項の規定により許可証を交付したときは、受付簿に交付月日等所定の事項を記載し、その処理結果を明らかにしておくものとする。

（他の警察署長等の管轄にわたる場合の協議）

第5条 警察署長等は、許可申請書の提出を受けた場合において、申請に係る道路使用の場所が2以上の警察署長等の管轄にわたるときは、関係する警察署長等に当該許可申請書の写し及び添付書類の写しを送付し、当該道路使用許可の適否、条件等について協議しなければならない。

2 警察署長等は、許可申請書の提出を受けた場合において、申請に係る道路使用の場所が他の公安委員会の管理に属する警察署長等の管轄にわたるときは、香川県警察本部交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を經由して当該他の公安委員会の管理に属する警察署長等に当該許可申請書の写し及び添付書類の写しを送付し、当該道路使用許可の適否、条件等について協議しなければならない。

（道路管理者との協議）

第6条 警察署長等は、道路使用許可に係る行為が道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、別記様式第2号の協議書を作成し、当該道路使用許可の申請に係る道路管理者に当該協議書を送付して、当該道路

使用許可の適否、条件等について協議しなければならない。ただし、緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまがないときは、口頭により協議することができる。

- 2 警察署長等は、道路法第 32 条第 5 項の規定による道路管理者からの協議を受けたときは、当該協議に係る行為について審査した上、別記様式第 3 号の協議回答書により、当該道路使用許可の適否、条件等について協議しなければならない。ただし、緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまがないときは、口頭により協議することができる。

(条件)

第 7 条 警察署長等は、法第 77 条第 3 項の規定により道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため条件を付する必要があると認めるときは、許可証に必要な条件を記載して交付するものとする。この場合において、許可証とは別に条件を記載した書面（以下「条件書」という。）を作成したときは、当該許可証と条件書とに割印として警察署長等印を押し、又はこれに代えて、これに準ずる措置をとるものとする。

(許可の期間)

第 8 条 道路使用許可の期間は、実施規程第 26 条の規定に基づき、必要最小限度の期間とし、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を基準とする。

- (1) 法第 77 条第 1 項第 1 号に掲げる行為 30 日以内
- (2) 法第 77 条第 1 項第 2 号に掲げる行為（道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けるものに限る。） 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 9 条に規定する期間
- (3) 法第 77 条第 1 項第 2 号に掲げる行為（道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けるものを除く。） 道路法施行令第 9 条に規定する期間に準ずる期間
- (4) 法第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる行為 30 日以内
- (5) 法第 77 条第 1 項第 4 号に掲げる行為（細則第 28 条第 5 号に掲げる行為に限る。） 30 日以内
- (6) 法第 77 条第 1 項第 4 号に掲げる行為（細則第 28 条第 9 号に掲げる行為に限る。） 6 月以内
- (7) 法第 77 条第 1 項第 4 号に掲げる行為（細則第 28 条第 5 号に掲げる行為を除く。） 10 日以内

(拒否)

第 9 条 警察署長等は、第 2 条第 1 項の規定による審査をした場合において、申請書等が形式上の要件に適合していないこと、又は申請者が申請書等の補正に応じないことを理由として申請を拒否する処分をするときは、処分内容及び理由を申請者に対し通知しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、別記様式第 4 号の拒否処分理由書を交付するものとする。

(不許可)

第 10 条 警察署長等は、第 4 条第 2 項の規定による審査をした場合において、道路使用許可に係る申請が審査基準に適合しないため、一部不許可又は不許可の処分を行う必要があると認めるときは、速やかに、交通規制課長と協議しなければならない。

2 警察署長等は、前項の規定に基づく道路使用許可の一部不許可又は不許可の処分を決定したときは、処分の結果及び理由を別記様式第 5 号の不許可処分理由書により、申請者に対し通知しなければならない。

(道路使用許可及び道路占用許可の一括申請)

第 11 条 警察署長等は、道路法第 32 条第 4 項の規定に基づき、許可申請書及び同法第 32 条第 2 項に規定する申請書（以下「占用申請書」という。）の提出を一括して受けたときは、速やかに、当該占用申請書を申請に係る道路管理者に対し、郵送、直接送付等の方法により送付しなければならない。この場合において、道路管理者から別記様式第 6 号の受領書を徴するとともに、受付簿の備考欄に占用申請書の送付年月日及び「警察一括申請」の字句を記載し、その処理結果を明らかにしておくものとする。

2 警察署長等は、法第 78 条第 2 項の規定に基づき、道路管理者から許可申請書の送付を受けたときは、受付簿に所定の事項を記載するとともに、当該受付簿の備考欄に「道路管理者一括申請」の字句を記載し、その処理結果を明らかにしておくものとする。

(道路管理者が行う工事等に係る協議)

第 12 条 法第 80 条第 1 項の規定による協議については、道路管理者が工事又は作業の全般を管理しているものについて行うものとし、道路管理者が当該工事又は作業を請負人に行わせる場合にあつては、道路管理者の監督員が常に現場を管理することにより道路における安全対策が徹底されているものについて行うものとする。この場合において、協議の方法については、工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 2 号。以下「命令」という。）に定めるところによるものとする。

2 警察署長等は、道路管理者から命令第 1 項に規定する文書の送付を受けたときは、道路使用の期間、区間、方法及び安全措置等について検討し、道路における危険を防止し、かつ、交通の安全と円滑を確保するために必要な意見を、協議回答書により当該道路管理者に回答するものとする。

(許可証の記載事項の変更)

第 13 条 警察署長等は、規則第 11 条に規定する道路使用許可証記載事項変更届（以下「記載事項変更届」という。）の提出を受けた場合において、届出に係る記載事項の変更が道路使用許可に係る行為の同一性を失わないものであるかどうかを審査し、適当と認めるときは、許可証の記載事項の変更に係る箇所を抹消した上、警察署長等印を押して訂正し、又は許可証に所定の事項を記載した上、警察署長等印を押して申請者に交付しなければならない。この場合において、許可証の右上部余白に記載事項の変更年月日及び変更事項を記載しなければならない。

2 警察署長等は、前項の規定に基づき、許可証の記載事項を変更して申請者に交付したときは、記載事項変更届を警察署等で保存している許可証の写しに添付して編さんするとともに、受付簿の備考欄に記載事項の変更年月日及び変更事項を記載し、その処理結果を明らかにしておくものとする。

(許可証の再交付)

第 14 条 警察署長等は、規則第 12 条に規定する道路使用許可証再交付申請書の提出を受けた場合において、申請事由を審査し、適当と認めるときは、新たに許可証を作成し、当該許可証の右上部余白に再交付年月日及び「再交付」の字句を朱書し、申請者に交付しなければならない。この場合において、許可証の交付年月日欄には、再交付前に交付した許可証と同一の交付年月日を記載するものとする。

2 警察署長等は、前項の申請事由が、許可証の破損又は汚損によるものであるときは、申請者に対し再交付前に交付した許可証の提出を求めるものとする。

(道路使用許可の条件の変更又は付加)

第 15 条 警察署長等は、法第 77 条第 4 項の規定により、道路使用許可に付した条件を変更し、又は新たに条件を付するときは、細則第 29 条第 1 項に規定する措置をとるとともに、受付簿の備考欄に経過措置を記載し、その処理結果を明らかにしておくものとする。

2 前項の場合において、警察署長等は、道路使用許可に係る行為が道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けるものであるときは、別記様式第 7 号の道路使用許可条件変更等連絡書により、当該許可に係る道路管理者に連絡するものとする。

(道路管理者との協議事項の変更等の手続)

第 16 条 警察署長等は、第 12 条第 2 項の規定に基づき協議が成立した事項について変更する必要があると認めたときは、速やかに別記様式第 8 号の道路工事等協議事項変更通知書を作成し、協議に係る道路管理者に通知するとともに、道路使用の期間、区間、方法及び安全措置等について新たに協議を行わなければならない。

(緊急時の手続)

第 17 条 警察署長等は、道路使用許可に係る申請がガス管、水道管、路面等の復旧工事等緊急を要するものであるときは、口頭により当該申請を受け付けることができる。この場合において、事後、速やかに許可申請書の提出を求めるものとする。

(取消し又は効力の停止の審査)

第 18 条 警察署長等は、法第 77 条第 5 項の規定により、道路使用許可を取り消し、又はその効力を停止する必要があると認めるときは、実施規程第 29 条に規定する処分基準に該当するかどうかを審査をしなければならない。

(弁明の機会の付与の通知)

第 19 条 警察署長等は、前条に規定する審査をした場合において、道路使用許可の取消し又は効力の停止をする必要があると認めるときは、法第 77 条第 6 項の規定に基づき、当該処分の対象となる者（以下「被処分対象者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載

した書面を交付して、弁明の機会を付与しなければならない。

- (1) 弁明の件名
- (2) 弁明の日時及び場所
- (3) 取消し又は効力の停止をしようとする理由

2 警察署長等は、前項の被処分対象者から弁明を聴取したときは、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第28号）第10条に規定する弁明調書を作成するものとする。

（取消し又は効力の停止）

第20条 警察署長等は、前条第2項の規定により弁明調書を作成した場合において、その内容、条件違反の概要、程度の軽重、被処分対象者の過去の行政処分状況等を総合的に勘案して、道路使用許可の取消し又は効力の停止の処分を行う必要があると認めるときは、速やかに、交通規制課長と協議しなければならない。

2 警察署長等は、前項の規定に基づく道路使用許可の取消し又は効力の停止の処分を決定したときは、細則第29条第2項の道路使用許可取消し・停止通知書を作成し、当該通知書を被処分対象者に交付しなければならない。この場合において、受付簿の備考欄に経過措置を記載し、その処理結果を明らかにしておくものとする。

3 警察署長等は、前項の規定による交付を行ったときは、被処分対象者に許可証の返納を求めるとともに、道路使用許可に係る行為により付設した工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を求めるものとする。

4 警察署長等は、被処分対象者が呼出しに応じず、又は道路使用許可取消し・停止通知書の受領を拒否する等により当該通知書を交付できないときは、配達証明付きの郵便（書留）等により当該被処分対象者に通知するとともに、その措置状況を明らかにしておくものとする。

5 警察署長等は、道路使用許可取消し・停止通知書を交付する場合において、道路使用許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、別記様式第9号の道路使用許可取消し・効力の停止連絡書により当該許可に係る道路管理者に連絡するものとする。

（処分を行う際の留意事項）

第21条 警察署長等は、第10条又は前条に規定する処分を行う必要があると認めるときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 交通規制課長及び関係する香川県警察本部の所属の長と緊密な連携を保つこと。
- (2) 処分の理由を疎明するための資料を作成しておくこと。

（報告）

第22条 警察署長等は、次に掲げる行為について、当該行為に係る事前の相談を受けたとき、その他当該行為が行われることを知ったときは、速やかに、交通規制課長を経由して香川県警察本部長に報告しなければならない。

- (1) 新たに行うマラソン、駅伝、自転車ロードレース、トライアスロン等路上競技、祭り、パレード等（以下「路上競技等」という。）の行事のうち、主要幹線道路を使用するもの
  - (2) 路上競技等の行事のうち、他の公安委員会の管理に属する警察署長等の管轄にわたるもの
  - (3) 路上競技等の行事の大会の名称に「国際大会」、「日本選手権」等の語句が記されているもの
  - (4) 開催地が都道府県の持回り方式等により毎年開催されているもの
  - (5) 新しい形態の道路使用に係るもの
- 2 警察署長等は、道路使用許可等に係る工事等の現場において、人の死傷を伴う交通事故が発生したときは、速やかに、当該交通事故の概要、道路使用許可の内容及び条件違反の有無等を交通規制課長を経由して香川県警察本部長に報告しなければならない。

（審査請求等の教示）

第 23 条 第 10 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する処分を行う場合における行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第 1 項又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項の規定による教示は、当該処分に係る書面の余白に記載して行わなければならない。この場合において、行政不服審査法第 82 条第 1 項の規定による教示は、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成 28 年香川県公安委員会規則第 3 号）第 26 条に規定する教示文を記載して行うものとする。

（手数料）

第 24 条 警察署長等は、香川県警察関係手数料条例（平成 12 年香川県条例第 4 号）別表第 7 の 3 の項及び 4 の項に規定する事務の手数料を、同条例第 3 条に規定する納入方法により徴収し、香川県証紙条例施行規則（昭和 39 年香川県規則第 23 号）及び香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成 12 年香川県警察本部告示第 2 号）の規定により収納しなければならない。

附 則

この訓令は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 17 年 11 月 17 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 7 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年6月30日本部訓令第15号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

（別表及び別記様式 省略）